

保健管理センター KU 健活サポート

始めます

人生100年時代、健やかな毎日を送るために健活しませんか？

検査結果の異常だけでは自覚症状がないことがほとんどです。

健康障害で生活に影響が出ないよう、健診結果を活用して健活をしましょう。

『KU健活サポート』とは、これまでの健康診断事後措置(産業医面談)の他、保健師・看護師による健康サポートを軸に生活習慣病予防に向け、トータルに健康をバックアップする企画です。

健診結果が届いたら・・・

産業医による健康診断結果の判定

治療や精密検査のために受診が必要な方へメールでお知らせ

産業医面談
勤務制限の必要性の判断

・病院受診(精密検査・治療)
・保健医療スタッフによる
保健指導(生活改善支援)

病気の発症のリスクが高い方へメールでお知らせ(11月上旬)

保健医療スタッフによる
保健指導(生活改善支援)

※保健指導の基準は[コチラ](#)



病気の発症リスクが低い方

セルフケア
保健管理センターで生活改善支援を受けることもできます

健康診断の結果、特に健康保持に努める必要があると認められる教職員に対し、労働安全衛生法に基づく保健指導を行いますので、案内が届いた方は、ぜひ産業医面談・保健指導を受けてください。

なお、本学の保健指導で私学共済の特定保健指導を代用することはできませんので、ご承知おきください。健康診断の結果に異常が無い方も、将来の生活習慣病予防のため、健活サポート動画の視聴を健康管理にお役立てください。

健活サポート動画

1動画、3～5分で視聴できます。ぜひご覧いただき、アンケートにもご協力ください。

New!

体重改善



睡眠とストレス
心の健康



睡眠と心と
体の健康



1日の始まりは
朝食から



労働安全衛生法（保健指導等）

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。